

## 後期高齢者医療制度に加入中の皆さまへ

### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を7月中旬以降に簡易書留郵便でお送りします。7月末日までに届かない場合はお問い合わせください。新しく届く保険証の有効期限は、2割負担になるか否かにかかわらず、令和4年9月30日です。令和4年度は、制度改正に対応するため、保険証の更新が2回あります。2回目の更新で交付される保険証は、9月中旬以降に簡易書留郵便でお送りする予定です。なお、有効期限切れの保険証は、役場町民課にご返却いただくか、各自で厳重に処分をお願いします。

### 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 の更新・新規交付

医療機関等で支払う医療費が高額になる場合、事前に「後期高齢者医療限度額適用認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、窓口でのお支払いが1か月の自己負担限度額までとなります。

#### 新たに交付を希望する方

被保険者証をお持ちになり、町民課へ申請してください。

※申請できる方は原則同一世帯の方です。

#### すでに認定証をお持ちの方

8月以降も引き続き該当となる方には、7月末日までに新しい認定証を郵送します。

### 窓口負担割合が見直されます

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

#### 1割から2割負担となる方について

以下の条件をすべて満たす方です。

- ① 同一世帯の後期高齢者の方に、課税所得が28万円以上の方がいる。
- ② 同一世帯内の後期高齢者の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上である。(世帯内に後期高齢者の方が2人以上いる場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が合計320万円以上である。)

#### 負担を抑えるための配慮措置

2割負担となる方については、令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられるように、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。(入院の医療費は対象外)

### 令和4年度後期高齢者医療保険料 納入通知書を送付します

令和4年度の保険料通知は7月中旬に郵送でお届けしますので、必ずご確認ください。納付書払いの方は、口座振替依頼書が同封されていますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。特別徴収の方は、原則年金からの天引きとなります。

問 町民課 ☎ 65-0812

## 要介護・要支援認定を受けている皆さまへ

### 介護保険負担割合証を更新します

現在お持ちの「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日までです。新しい負担割合証を7月中旬に送付しますので、担当のケアマネジャーやサービス事業者・施設に提示してください。負担割合は所得に応じて、1割負担、2割負担、3割負担に分かれます。

### 介護保険負担限度額認定証の更新及び新規交付申請

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費や部屋代について負担軽減を受けるための「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月1日以降、引き続き、または新たに負担軽減を受けたい方は申請をしてください。対象となる方は、下図のとおりです。



申込み・問 福祉課 ☎ 65-0813

## 国民健康保険に加入中の皆さまへ

### 国民健康保険被保険者証を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日です。新しい保険証を7月以降、世帯主様宛に簡易書留郵便でお送りします。7月末日までに届かない場合はお問い合わせください。有効期限切れの保険証は、役場町民課にご返却いただくか、各自で厳重に処分をお願いします。

### 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 の更新・新規交付

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き交付を希望される場合は、7月19日(火)以降に保険証と本人確認書類をご用意のうえ、町民課で申請をお願いします。

問 町民課 ☎ 65-0812

## 令和4年度 国民健康保険税の 納税通知書を送付します

国民健康保険税(国保税)は、今年度に予測される医療費の総額から、国などからの補助金と皆さんが医療機関などで支払う一部負担金を差し引いた額を、国保加入世帯の人数、所得に応じて負担していただく町税です。令和4年度の納税通知書を7月上旬に郵送します。7月19日(火)を過ぎても納税通知書が届かない方は、税務課(国保税担当)へお問い合わせください。

※令和4年度の税率の変更は広報ときがわ5月号をご覧ください。

問 税務課 ☎ 65-0811

## 今月の納税

固定資産税	第2期
国民健康保険税	第1期
後期高齢者保険料	第1期
介護保険料	第1期

## 納付期限は8月1日(月)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足などにより口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。問 税務課 ☎ 65-0811